

第5章 文化財の保存・活用に関する方針

本計画の作成、推進を通じて目指す【将来像】「誰もが松江の歴史文化を誇りに思い、こころ豊かになれるまち」の実現に向けては、松江市が取組む具体的な措置のための【基本方針】が必要になります。

【基本方針】の設定により、現状の【課題】が明らかになり、その【課題に対する方針】が導かれます。本章では、【基本方針】、【課題】を設定し、【課題に対する方針】を詳述します。

なお、将来像実現に向けたこれらの体系図をP74に掲載します。

<基本方針>

基本方針 1：文化財の確実な保存と価値の発信・共有

基本方針 2：文化財を生かしたまちづくり

基本方針 3：文化財の保存・活用を支える人づくり・仕組みづくり

基本方針 1：文化財の確実な保存と価値の発信・共有

「誰もが松江の歴史文化を誇りに思」うためには、既に価値が明らかになっている指定・未指定の文

化財を確実に守り伝えていくとともに、地域に眠る未指定文化財についても、地域住民と共に掘り起こしを行い、調査研究によってその価値を明らかにし、指定等を推進していく不断の取組が必要です。

そして、その価値を広く共有していくことが何よりも大事です。「誰も」にその価値を伝えるために、常に相手を意識した伝わりやすいかたちでの発信に努めます。

基本方針 2：文化財を生かしたまちづくり

「こころ豊かになれるまち」の実現にあたっては、松江の歴史文化、文化財を生かしたまちづくりの推進が必要です。まちなみ景観や豊かな自然環境の保全はもちろん、地域の文化財を「誰もが誇りに思」える取組の蓄積が、郷土愛の醸成にもつながります。

また、市民の皆様や民間団体が、文化財を生かした経済活動を行うことにより、経済的な果実を享受していくことも「こころ豊かになれるまち」の実現にあたっては重要です。文化財を現在の私たちの暮らしに生かしていく全市的な取組に努めます。

基本方針 3：文化財の保存・活用を支える人づくり・仕組みづくり

「誰もが松江の歴史文化を誇りに思い、こころ豊かになれるまち」を将来にわたって実現していくためには、その仕組みづくりが重要です。有形・無形の文化財という「モノ・コト」を守り伝えていく、生かしていくのは、私たち一人ひとりの「人」です。将来を担う子どもたちをはじめ、文化財を支える様々な関係者の輪を広げ、関わる人づくりを進めていきます。また、そのために必要となる「お金」の

確保を始めとする仕組みづくりにも取り組めます。

< 課 題 >

課題1) 文化財の適切な保存

松江市内に所在する指定等文化財については、文化財保護法を始めとする関係法令・条例・規則などに基づき、保護の措置を講じるとともに、文化庁や島根県教育委員会、松江市文化財保護審議会の指導・助言を仰ぎながら、各文化財の所有者（管理者）と協力して、適切な保存管理に努めています。しかし、文化財の保存や管理状況が十分に把握されていないものもあるのが実情です。また、市所有の収蔵施設の中には老朽化が著しいものもあります。

課題2) 文化財の調査研究

松江市の文化財については、松江市史編纂事業等により、大きな研究の進展がありました。しかし、美術工芸品や近世以降の文書、無形文化財や無形民俗文化財などの調査は十分に実施できておらず、調査研究の地域や文化財類型ごとの偏在は未だに課題として解消されていません。市内に所在する多種多様な未指定文化財については、まずはその所在の確認と価値について調査を行う必要があります。調査は、第3章2で述べた12のゾーンを基本単位として年次的に進め、地域ごとの特色ある文化財をあぶり出すことで保存していく文化財を明らかにしていくことが必要です。

課題3) 文化財の活用

市内に所在する文化財のうち、松江城などいくつかの文化財は、多くの観光客をひきつける観光振興の素材として活用が図られていますが、一方で、ほとんど人の目に触れない状態の文化財があるのも現状です。観光資源としてのみではなく、地域振興の核として、また、ふるさと教育の素材として、多くの文化財に光をあて活用していくことが必要です。

課題4) 歴史文化を生かしたまちづくり

松江市では、歴史まちづくり部を創設し、歴史を生かしたまちづくりを進める方針を掲げています。「歴まち計画」に基づき、特に5つの重点区域では、ハード・ソフト両面での歴史まちづくりを進めています。今後は重点区域に限らず市内全域において、歴史まちづくりにより一層力を入れていく必要があります。

課題5) 文化財の担い手

所有者・保持者は、文化財の一番の担い手であり当事者ですが、維持管理などに係る負担は年々増加傾向にあります。また、これまで地域の文化財を支えてきた地域社会も、少子化・高齢化の進行などで、人手不足が深刻化しています。同じく、文化財を修復する技術、それに用いられる材料や用具の生産も同様に、継承が難しくなっています。

課題6) 財源

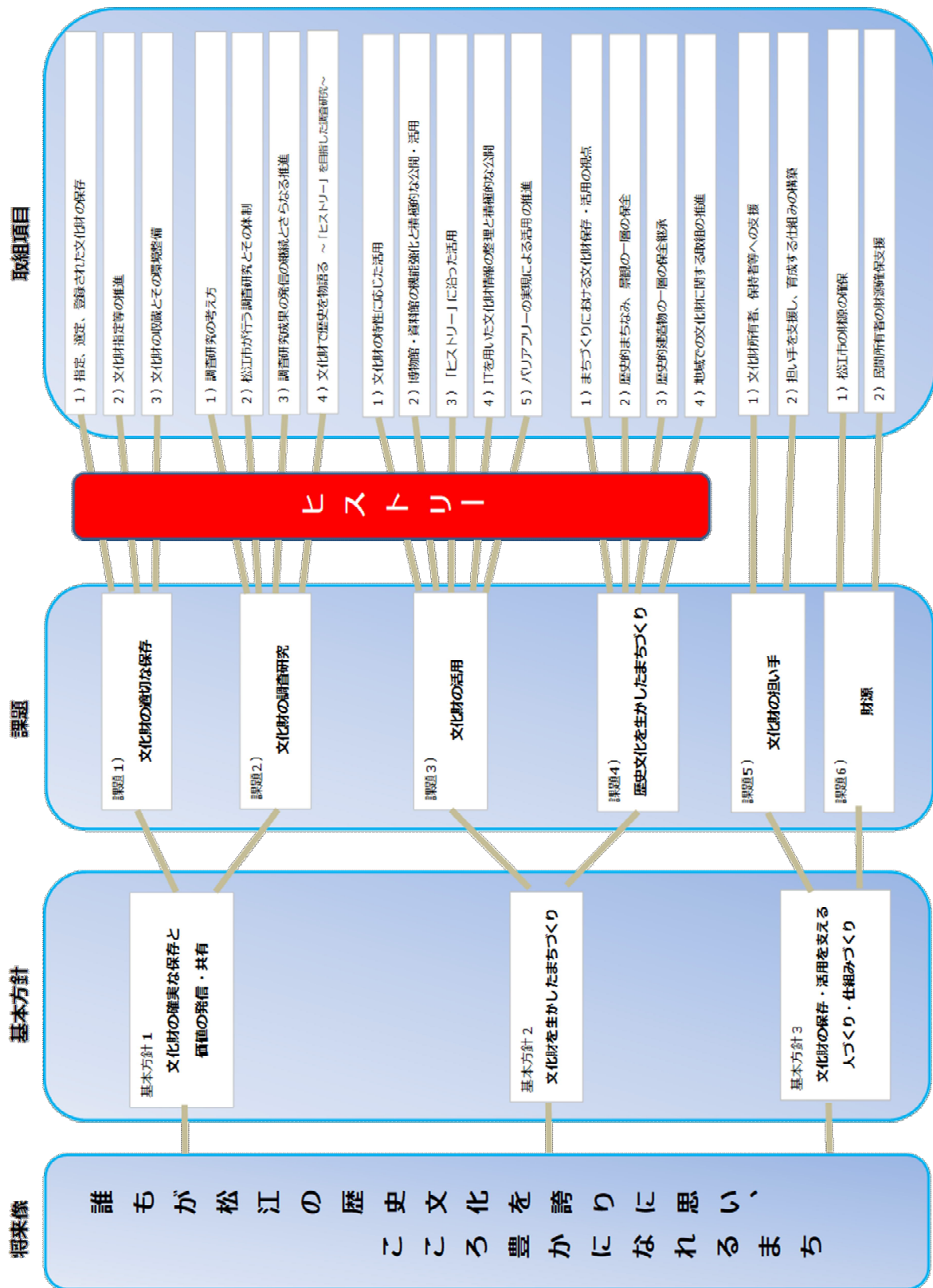
上記5つの課題解決にあたっては、いずれも財源の確保が課題となります。本計画を確実に実行し、

「誰もが松江の歴史文化を誇りに思い、こころ豊かになれるまち」を実現するためにも、地域での経済好循環を実現し、文化財保護行政に十分な予算を確保していくことが必要です。

<課題に対する方針>

- | | |
|---------------------|-------------------------|
| 1. 文化財の適切な保存と指定等の推進 | 2. 調査研究の推進 |
| 3. 文化財の積極的な活用 | 4. 歴史文化を生かしたまちづくりの一層の推進 |
| 5. 文化財の担い手の支援と育成 | 6. 文化財を守り伝えるための財源の確保 |

将来像実現に向けた措置の体系図



1. 文化財の適切な保存と指定等の推進

～「文化財の適切な保存」の課題に対する方針～

1) 指定、選定、登録された文化財の保存

文化財保護法第3条では、政府及び地方公共団体の任務として、「政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史・文化等の正しい理解のために欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもってこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。」とあります。

指定文化財の適切な保存は、文化財行政の最も基幹的な業務であり、任務です。一方、松江市では、国・県・市指定等文化財が、約300存在し、その文化財類型も多岐にわたり、所在も市内各地に分布しています。現在、これら指定文化財の現況把握や、計画的な維持管理や修理は十分にできているとは言えません。維持管理にあたっては、一定の専門性が求められますが、現在の体制では十分に満たされていません。また、求められる収蔵施設の整理、整備も十分ではありません。今後は、寄託を含めて必要に応じて公有化をはかるとともに、収蔵や管理のための施設や組織を整えるなど、これら指定文化財の適切な保存を実現していく仕組み作りを検討していきます。

①維持管理体制の構築

文化財の維持管理にあたっては、その特質が異なる文化財類型ごと、個別の文化財ごとに対処することが求められることから、松江市の各部署に所属する文献、考古学、美術工芸、建造物などの専門職員が、指定文化財の維持管理に関わる体制を構築していきます。なお専門職員が不足する分野については、島根県や包括協定を結んでいる島根大学、島根県立大学、研究連携協定を結んでいる同志社大学文化遺産情報科学調査研究センターなど関係機関との協力体制を構築していき、デジタルアーカイブ（有形・無形の文化資源等をデジタル化して記録保存を行うこと）も含めて文化財の保存方策を多面的に検討していきます。

各文化財のモニタリングは、適切な維持管理、修理計画の立案にあたり必要不可欠です。上述の維持管理体制を構築した上で、全指定文化財の定期的な現況把握の機会の制度化も検討します。その上で、市内の指定文化財の長期修理計画等の策定を行います。

文化財保護審議会や、文化庁、県教育委員会など有識者や関係機関との連携を進めるとともに、新たに市町村にも置くことができるようになった文化財保護指導委員の設置も含め、各公民館区単位などでの、地域総がかりの文化財維持管理体制の構築を検討します。

②保存活用計画策定の推進

文化財の保存・活用を進めていくうえで、文化財の現状と課題を把握し、現状変更の規制の考え方、保存管理の考え方等を明確にし、関係者で共有していくことは、適切な維持管理を進めていくうえで重要です。松江市所有の文化財については、積極的に計画策定に取り組むとともに、民間所有の文化財については、その策定についてサポートを行っていきます。

なお、策定にあたっての優先順位は、国指定文化財を当面の対象とし、公開活用の状況なども加味し、必要性の高い文化財から順次策定することとします。

③自然災害・人災などによる文化財の毀損・滅失の防止

大規模地震や豪雨・台風などの自然災害、火災・盗難などによる文化財の毀損・滅失を防ぐことが喫緊の課題となっています。

指定文化財に限らず、災害時には様々な文化財が破損し、あるいは施設や個人が所蔵する広い意味での文化財が失われることが予測されます。国立文化財機構の文化財防災センターや山陰歴史資料ネットワークなどと協力しながら、「島根県文化財保存活用大綱」で定める島根県文化財救済ネットワークの構築などの方針・施策とも歩調を合わせます。基本的考え方は国立文化財機構の文化財防災センターが定める次の3つとします。以下同センターの考え方に準拠して、今後の対応を早急に検討します。

ア) 被害を出さないこと

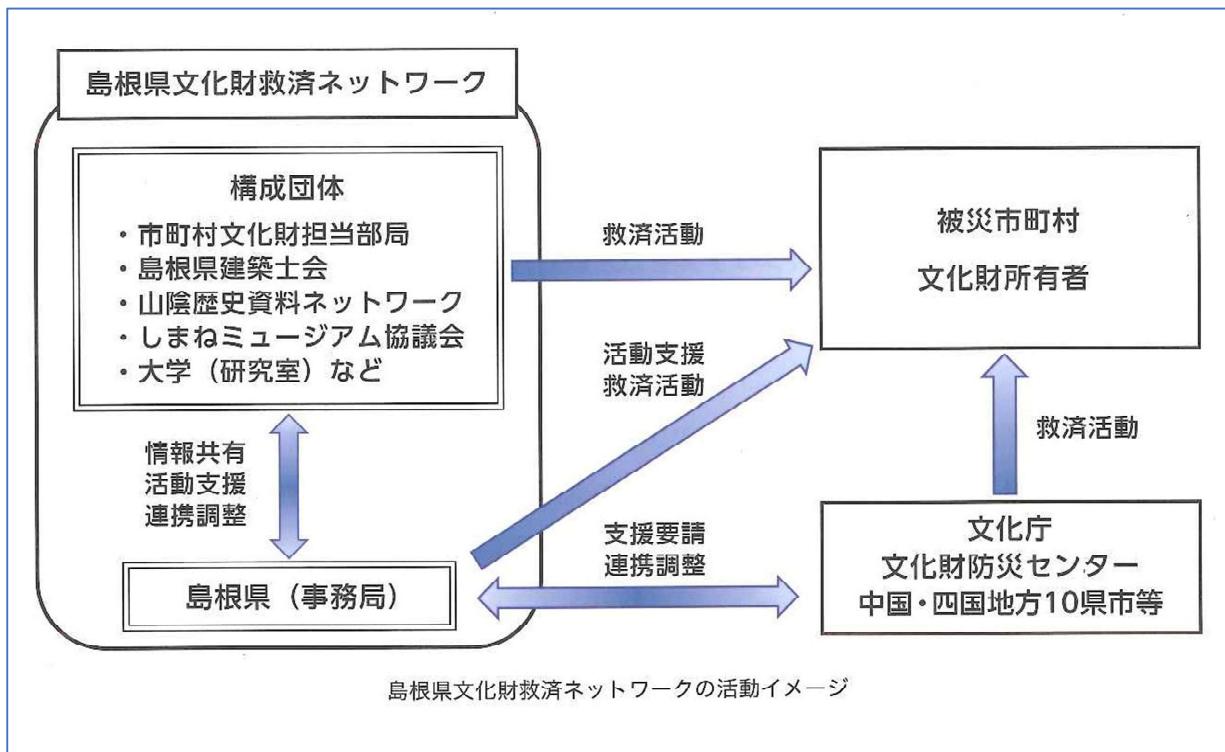
事前の備えをしっかりとしておくことが重要です。

イ) 被害が出てその度合いを最小限にとどめること

正確な情報の収集、的確な判断、そして迅速な行動をとることを目指します。

ウ) 救援・支援を迅速に行うこと

体制の準備と機能の充実を目指します。



耐震対策、防火対策などについては、消防署など関係機関とも綿密に連携をとり課題を明らかにした上で、文化庁策定の「防火対策ガイドライン」や「耐震診断指針」などに基づき、対策を

実施していきます。なお、実施にあたっての優先順位は、国指定文化財を当面の対象とし、公開活用の状況なども加味し、必要性の高い文化財から順次実施することとし、国が定める「世界遺産・国宝等における防火対策5か年計画」については、所有者支援を強化し、防火対策の実施を推進します。

また過疎化や中心市街地の空洞化、社会関係の変化などにより、文化財を取り巻く監視環境は悪化しており、盗難の恐れなどもあり、今後は監視カメラの設置など防犯設備・体制の強化にも取り組みます。また、世代交代などによる散逸のおそれもあるため、今後の調査を通じて、所有者や地域社会と深く連携するとともに、博物館・資料館等への寄贈・寄託も含め、文化財を保存していく取組を進めます。

④文化財の適切な周期での保存修理の実施

文化財を良好な状態で後世に守り伝えていくためには、適切な周期での保存修理が必要です。文化財の状況を把握した上で、修理計画を立案し、特に民間所有の文化財については、所有者とも十分な協議を行った上で保存修理を実施します。

⑤文化財所有者への支援

松江市では、松江市文化財保存整備及び維持管理事業補助金交付要綱を定め、指定文化財の維持管理のために必要な修理事業等に対して、国、県とあわせ補助金を交付しています。しかし、昨今の修理技術者不足や、必要となる資材不足などの社会情勢から、修理に係る経費は増加の一途をたどっています。

今後は、文化財所有者に対する支援制度の拡充を検討するとともに、国、県に対しても同様の拡充を求めています。修理資金などの所有者の自己資金調達のための方策についても、クラウドファンディングの活用などについて検討します。

また、活用できる民間助成制度の紹介や、日常管理に関する相談に対応できるよう、個々の職員の能力を高め、文化財所有者の相談窓口としての機能を充実させることが必要です。

文化財所有者同士の情報共有を図りやすくするための、所有者の会などの立ち上げも検討します。

補助事業として保存修理事業を実施する際は、契約事務、工事監理などについて地方自治体の規則に準じた厳格な取り扱いが求められ、所有者には多大な負担がかかります。これらの事務については、管理団体、修理委員会事務局として、サポートを行います。なお、市役所内部においても、契約事務、工事監理などについては、文化財部署だけではなく、それぞれの専門部署が業務として担う仕組み作りも検討します。

一方で、適切な維持管理が困難な文化財については、公有化についても積極的に検討します。

2) 文化財指定等の推進

確実な保護を進めるために、文化財の指定等を進めます。新たな文化財指定については、調査研究成果に基づいた体系的かつ能動的な指定が求められています。第3章で掲げた8つの視点と4つの地域の特色を基盤として、松江市として将来に向かって保存していくべき文化財の考え方を明確

にしたうえで、指定候補文化財のリスト化、指定・登録方針の明確化を進めていきます。

①指定・選定・登録の推進

価値が高く重要な文化財は、その価値の広域性や地域性によって、国、県、市の文化財に指定・選定・登録を行い、法や条例上の保護に努めていきます。また市や県指定の文化財については研究を進め、より広域的な価値を見いだしていくことに努めます。

ア. 指定・選定・登録候補のリストづくり

分野ごとに新たな指定等に向けた文化財のリストを作成します。指定等に当たっては次の項で述べる基準に沿ってリストアップを進めます。

イ. 県、国指定に向けた価値の顕在化

県や国の指定等にすることで、文化財を保存継承していくための動機付けとしたり、経済的負担の軽減をはかることができ、文化財の確実な保存につながります。現在、市の指定となっている文化財を県や国指定に、県の指定となっている文化財を国指定にしていくための価値の顕在化のため、調査研究を進めます。その際は、全国的視野をもった文化庁文化財調査官や研究機関の職員などの専門家の指導を得る機会をつくっていきます。

ウ. 緊急性を勘案した優先度の判断

重要な文化財のうち、指定の優先度は文化財としての価値に加え、滅失等の緊急度が判断基準となります。現状では、地域社会のつながりが弱まるとともに、無形民俗文化財の継承が大きな課題となっています。今後、調査と指定・登録をしていきながら、どのように継承していくか検討します。

②指定・登録の方針づくり

国の指定基準などを参考に、松江市の歴史文化を踏まえた指定・登録基準を作成し、保護の必要性の高いものについては積極的に指定・登録を図っていきます。当面の市指定文化財の指定方針としては、第3章で掲げる8つの視点と、4つの地域の特色を考慮し、将来の国、県指定等が見込める松江市に極めて特徴的な文化財を指定等していくことを目指します。

なお指定等に当たっては、保存に加え、公開・活用の視点も十分に考慮していくこととします。

3) 文化財の収蔵とその環境整備

松江市内には各種の有形文化財が数多く存在します。古文書をはじめとする歴史史料、出土遺物を中心とした考古資料(埋蔵文化財のうちの遺物)、民具を中心とした民俗資料、絵画や彫刻、工芸品等がその中心です。松江市ではそれぞれ収蔵する施設をもち、保管していますが、その収蔵状況は十分とはいえません。また調査により、収蔵すべき文化財は増えていきます。今後それぞれに収集方針と収蔵、活用を図るための施設整備と保管環境と体制を整備する必要があります。特に松江歴史館は空調・防火設備や警備体制が整う博物館で、松江城天守祈禱札など国宝附資料を収蔵し、国指定文化財の展示に適した公開承認施設ですが、令和3年3月で開館から10年が経ち各種設備の故障が相次ぐことから、収蔵・展示環境を良好に保持するための設備更新を進めていきます。あわせて、出雲玉作資料館、鹿島歴史民俗資料館も、松江市全体での役割を明確化していきながら、収蔵環境や展示環境の整備・更新を進めます。

また、民間所有者での管理が難しくなった指定文化財についても、県所有施設も含め適切な施設での寄託などを積極的に斡旋し、受け入れも行います。

現在、松江市では公文書の保存と管理体制の見直し、地域の歴史史料（古文書等）の調査・保存と活用のため、松江市文書館（仮称）整備の検討を行っています。松江歴史館とも役割分担を行い、地域の歴史史料の適切な保存を図っていきます。また、文化財行政に係る行政文書については、大量の永年保存文書が蓄積されており、収蔵スペースの不足や、検索性の欠如などの問題が大きくなっています。今後整備予定の松江市文書館の方針に基づき、適切な文書管理に努めます。

①美術工芸品（歴史史料以外）

現在、歴史史料以外の美術工芸品は、松江歴史館を中心に出雲玉作資料館、鹿島歴史民俗資料館などにも収蔵されています。今後も松江歴史館を核として、収集方針に沿って収集保存をしていきます。そのほか市内にある美術館などと連携を図りながら双方の特徴や方針に合わせて、長きにわたり保存・活用することを目指します。

②歴史史料

現在歴史史料は、松江歴史館と松江城・史料調査課（旧宍道菟古館に一時収蔵しているものもあります。）で数多く保管しています。また、鹿島歴史民俗資料館、出雲玉作資料館のほか平成の合併前に各町村に設置されていた資料館等にもまだ相当の歴史史料を保管しています。

さらに今後、民家の建て替えや空き家の増加、世代交代などに伴い、貴重な歴史史料が発見されることも予想されます。また地域ごとの調査を実施していく過程で、新たな歴史的文書が見つかることもあると考えられます。

こうした歴史史料は地域の歴史や文化を明らかにしていく上で重要な史料となっていくため、一定の整理を経た上で松江市として収蔵し、保存していくことが必要です。歴史的に重要な史料は収蔵・展示環境が整った松江歴史館が今後も収蔵していきませんが、近代文書をはじめとする多量の歴史史料などは、将来的には開設予定の文書館で収蔵していく予定です。また地域に密着して活用されるべき史料は、鹿島歴史民俗資料館や出雲玉作資料館で収蔵する*こともあります。

※鹿島歴史民俗資料館・・・海上交通に関わる歴史史料、増田渉に関する歴史史料など

出雲玉作資料館・・・近世、近代の玉作に関する歴史史料、布志名焼に関わる歴史史料など

③考古資料（埋蔵文化財のうちの遺物）

松江市では、これまで行った発掘調査で出土した各種考古資料、自然資料等を所蔵しています。また、松江市に寄贈されたり採集された考古資料も合わせて所蔵しています。これらは現在、鹿島町、島根町、玉湯町にある収蔵施設で保管しています。施設の中には老朽化等で保存環境が悪化しているところもあり、新たな収蔵施設の整備が喫緊の課題となっています。また発掘調査が行われるたびに出土品は増加するため、長期的展望をもって収蔵施設として確保していく必要があります。

今後は所蔵資料の活用も頭に入れながら、収蔵施設の確保を計画的に検討していきます。

④有形民俗文化財（民具）

人々の生活、生業、習俗などに用いられた道具類など、有形の民俗文化財は、おおむね旧市町村ごとに集められ、保管されています。宍道町の菟古館^{しゅうこ}では漁労に関わる民具が、来待ストーンミュージアムでは来待石加工関連民具が、八雲町には山樵・紙漉き^す関連民具が集められていますが、基本的に収集方針を定めておらず、各施設でさまざまなものが詰め込まれているのが実情です。近世・近代から高度成長期までの道具等が、機械化・電化されて使われなくなり、持ち込まれたものが多いのが実態と考えられ、その総点数は13,000点に及びます。これからさらに生活様式が変化していけば、初期の電化製品や農工機械も民俗資料となっていく予定です。

そのような中で、全国が一律に同様のものを収集しても、資料があふれて活用もままならなくなることが予想され、地域なりの収集の考え方(基準)を定める必要があります。その基準の作成には専門家などとの協議を経る必要がありますが、基本的に地域固有の生活様式や生産活動などの特徴を表す資料を収集保管していく方向で検討します。地域の特徴は、そこで暮らす人々の生活圏、流通圏、商圏などの範囲内でまず現れてきますので、第3章で区分けした12のゾーンでそれぞれ基準を定めることが最良の方法ですが、ここでは、ゾーンの上位の地域区分となる4つの地域に沿って、それぞれの地域色を勘案した収集方針の考え方を記します。

ア. 日本海沿岸地域

北に日本海が迫るこの地域は、土地の沈降による複雑に入り組んだ岩礁と湾の奥に広がる砂浜が特徴で、概して平地は狭く、生業を海に頼る漁村が多いのが特徴です。近海と遠海双方を対象とした魚介類や海藻類の捕獲と、その二次加工や販売が生業の中心でした。背後の丘陵で採取できるものも有効に利用されていたことがうかがわれ、鹿島歴史民俗資料館に所蔵される藤布やそれを編む地機^{じばた}なども貴重なものです。また津々浦々で特色ある習俗や祭礼が残されているのも特徴です。こうした特色を考慮し、次のような有形民俗資料を調査収集していきます。

- ・海を対象とした各種漁労具
- ・背後の山地の産物を利用した自給的道具
- ・魚介、海藻^{かいそう}等の加工具
- ・市街地等への行商道具
- ・湾ごとに特色を持つ習俗や芸能の道具

イ. 中海・宍道湖北岸地域

南側を宍道湖、大橋川、中海に接し近代以前においては内水面漁業と交通が発達した地域です。北山山系が背後に控えますが、水際から嶺までの距離が長いゾーンが多いため、谷ごとに中小規模の水田稲作も行われてきました。佐太神社や美保神社など、歴史的に広い信仰を集め勢力のあった古寺社が有り、それらにちなむ習俗や祭礼行事が残っているのも特徴です。一方で藩政期以降は松江城を中心に町家が発達しました。また、美保関を代表とする港は、近世から近代にかけて、北前船交易と松江城下町とを中継する役割を果たしました。こうした特色を考慮し、次のような有形民俗資料を調査収集していきます。

- ・内水面を対象とした各種漁労具
- ・内水面交通に関わる民具
- ・松江城下町に特有の道具等（商工業、茶の湯、前近代の都市生活や習俗等）

- ・ 佐陀神能^{さだ}や青柴垣^{あおふしがき}神事など古社寺等の信仰・芸能、ホーランエンヤに代表される近世以来の習俗や芸能の道具

ウ. 中海・宍道湖南岸地域

北側を宍道湖、大橋川、中海に接し、北岸地域と同様に近世以来の市街地と、谷や扇状地での農業が盛んに行われてきました。中海に浮かぶ大根島もこの地域に含めます。上記のような有形民俗資料を調査収集していくとともに、地域の特産品に関わって以下のような有形の民俗文化財を調査収集していきます。

- ・ 地域特産品生産や流通に関わる民具（メノウ、来待石^{きまち}、薬用人参^{りょう}、蠟など）
- ・ 温泉、名勝など観光や遊興に関わる民俗文化財

エ. 中国山地北麓地域

400～600m級の山々を背後に控える山村的地域で、高原と八雲町岩坂周辺の比較的広い盆地的な水田地帯、比較的狭い谷底平野で構成されます。水田や畑作農耕のほか、山村特有の産物（木材^{しんたん}、薪炭、和紙、山林獣やその加工品、柿などの果樹等）の生産や流通が主要な生業でした。

- ・ 地域特産品生産や流通に関わる民具（和紙、果樹、油木^{ろう}、蠟、など）
- ・ 木樵^{きこり}や木材加工、特殊な畑作に関わる民具

以上のような特色ある有形民俗文化財も、同種のを多量に収集保管することは難しくなります。将来的には分類を行い、分類の代表例を保管していくことも考えていかねばなりません。その際、保管を断念した資料については、元所有者への返却や、活用が見込まれる第三者への譲渡等に努め、安易な廃棄処分は避けなければなりません。そのため、これらの検討にあたっては、地域住民の参画を求めます。その上でやむを得ず保管を断念した資料については、記録化し、台帳上で保存していくこととなりますが、三次元デジタル化して、後に復元や画像上で詳細な観察ができるようにし、また使用方法等を聞き取り、状況が許せば使用している場面を動画で残しておく、将来の利活用に有効です。

また、上記以外の種類の民具は、個別に調査して代表例を保管場所に配慮しながら保存していくことも必要になります。なお、地域ごとの特色ある民具の選択基準については、時宜を見て更新し、時代の変化に応じて必要な民具の保存をはかっていくことを検討します。

2. 調査研究の推進

～「文化財の調査研究」の課題に対する方針～

市町村合併により市域が拡大した松江市では、対象となる文化財類型も多様化しています。令和元年度に、11年に及ぶ市史編纂事業が終了し、『松江市史』全18巻が刊行されました。この間の調査研究により、新たな知見の蓄積が進みましたが、各文化財類型や地域による調査実績の偏在がうまれています。今後も継続した調査研究活動を行い、未指定文化財の価値の顕在化を図っていくことが求められています。

また、第3章で掲げるとおり、松江市域を地勢や風土ごとに4つの地域と12のゾーンに分けて、その歴史文化についての調査研究を進めていくことで、地元への愛着や誇りにつなげていきます。また、調査にあたっては、松江市の担当部局を中心に、地域の歴史文化を掘り起こし、歴史史料・民俗・建造物・考古・埋蔵文化財・美術工芸品などの内部・外部の専門家によるチームを組んで実施します。

調査研究を積み重ねることにより、学術的基盤に基づいて地域の歴史を物語ることができるようになります。それは時間と空間を絡み合わせながら、文化財を結びつけるものでもあります。このような重厚な物語を本地域計画では、「ヒストリー」と呼びます。松江市はヒストリーを多く紡ぎ、それをわかりやすく発信することを目指します。

～「ヒストリー」とは～

“history”という英語は歴史、歴史書、発達史、変遷、来歴、沿革などと訳されます。語源は「知ること、調べることで得た知識」というギリシャ語といわれます。**松江市は調査研究を重ね知りえた事実を使って物語にすることを、historyの語源に重ねて「ヒストリー」と呼びます。**今後の調査研究によりあらわれてくる成果も大きな要素として含みこんでいくとともに、松江市という行政単位を越えて関連の地域の文化財ともネットワークで結ぶことを構想します。

第6章 「ヒストリー」とその概要 で具体的なヒストリーを提示します。

1) 調査研究の考え方

文化財の調査にあたっては、まず第3章で述べた4つの地域と12のゾーンを基本単位として進めていきます。4つの地域は大まかに言えば、都市(城下町)とそれを支える海浜漁村、交通と生産基盤となる内水面地域、山村に区分できます。それぞれの地域は独立して存在しているのではなく、支え合いながらつながっています。そのような地域ごとの特色が、どのような形で文化財に現れてくるのか、調査を通じて明らかになっていくはずですが、

このような地域的特色は城下町が発展した江戸時代のことに限らず、中世、古代、先史にまでさかのぼると考えられます。現在の松江市の有り様は、歴史的な積み重ねの上に成り立っていることを、文化財の地域調査が明らかにするでしょう。

地域ごとの文化財や歴史文化は、これまで各地区の「郷土誌」や平成22年度から実施された公民館管区ごとの「わがまち自慢発掘プロジェクト」、令和元年度に完結した『松江市史』などで大要が公開されています。しかし、各地域の関係性はまだ完全に明らかになったわけではなく、特に、旧城下町の調査が比較的進んでいるのに対し、周縁部においては史料の悉皆調査には至っていません。従前の調査成果を踏まえながら、今後は以下のような考え方で調査研究を進めていきます。

①市域全体の調査（「地域の文化財調査・発信事業」）

松江市は全域にわたって特色ある歴史文化が育まれ、文化財が残されています。今後は市域全体を網羅的に調査していくことを目指します。特に第3章で示した12のゾーンを念頭に置きながら、公民館や学校を通じて、それぞれの地域から歴史を掘り起こしていくことを目指します。各ゾーンに対応する公民館区については、P51に対応図を掲載します。

その際は地域で一方向的に調査研究を行うのではなく、地域史学習の主体である住民の参加を得て、ともに地域の歴史や文化を明らかにしていくよう努めることとします。

②幅広い聞き取り調査と市民参加

これまでの調査は、地域の歴史をよく知っている高年齢の方への聞き取りが中心でした。

今後はそれに加え、幅広い世代から地域の情報を集めていきます。特に小学校を中心とした子どもたちが地域で大切に考えるものを聞き出し、調査をするなど将来地域への愛着が高まる動機付けとなるような調査方法を検討します。

また、前に述べたように地域の中で調査をしていくにあたっては、地元住民とともに調査を行い、成果を共有していきます。

③情報のデジタル化

以前の調査、特に「郷土誌」や「わがまち自慢発掘プロジェクト」の成果は、印刷物となって公開していますが、成果の元となった史料類は必ずしも明らかになっていません。今後は集まった資料やこれから発見される資料をデジタル化し、電子データとして保存・活用していくことを目指します。

④文化財の座標データ化

古墳や遺跡などは遺跡地図に搭載されていますが、石碑、石塔、祠、樹木、信仰の場、記念碑や銅像などのモニュメントなど一般的に知られていない文化財は、その場所の座標データを取得し、分布図作成や消滅した場合の復元などに役立っています。また歴史史料や工芸絵画、民俗資料なども発見された場所や保管場所などを座標データに組み込んで保管します。

⑤松江市域の古文書悉皆調査

『松江市史』編纂事業において、市域における古文書調査を実施してきましたが、地域ごとの悉皆調査まで至っていないのが現状です。前述の4つの地域と12のゾーンごとに特色を明らかにするため、公民館区を単位として悉皆的に古文書の所在確認調査を行っていきます。

⑥松江市職員の専門性の活用

調査の対象は歴史史料や考古資料、美術工芸品、民俗資料、自然や景観など多岐にわたります。松江市の専門職員が、それぞれの専門性を生かして調査を行います。

⑦外部の専門家との協力

市内外の専門家の協力を仰ぎ、より深い専門性と幅広い資料の収集を目指します。外部研究者には松江市として調査に参加していただくために、客員研究員制度や、テーマ・分野ごとの調査委員会の設置を検討します。資料のデジタル・三次元化やGIS化には、専門に研究している機関との共同研究を検討します。具体的には、包括協定を結んでいる島根大学や島根県立大学、松江工業高等専門学校とは、あらゆる場面で協働、協力体制を目指します。また文化財や歴史文化のデジタル保存やICT（情報通信技術）を用いた活用については、共同研究連携協定を締結した同志社大学文化遺産情報科学調査研究センターとの共同研究を進めていきます。

2) 松江市が行う調査研究とその体制

地域ごとに集まった文化財や歴史文化資料は、個別にあるいは地域ごとに保存・活用に努めていきます。一方でそれらを総合化して、松江市の歴史文化を研究し深めていくことも重要です。現状の松江市の組織体制の中では、①松江城・史料調査課での集約と総合化研究、と②松江歴史館や各地の資料館等での研究、③文化財課、④埋蔵文化財調査課での基礎的研究の実施を当面目指していきます。これらの調査成果は、見える形で集約し、価値の高いものは、方針に基づき指定等へつなげていきます。

①松江城・史料調査課での調査研究

令和元年度まで市史の編纂に伴って調査研究を行っていた松江城・史料調査課は、今後地域の調査やそれらのデータを元にした総合的研究を担っていくことが望まれます。総合的な研究には、松江城・史料調査課の職員だけではなく、松江市の文化財部局全体の職員が、研究テーマに応じて関わっていくことを目指します。また外部の専門家を客員研究員や指導委員として委嘱し、分野やテーマごとの研究会の実施やとりまとめを行うことを目指します。同時に地域史学習の主体としての

市民・住民の皆様と一体となった調査研究活動のあり方の構築を進めていきます。

②松江歴史館や資料館等が行う調査研究

松江歴史館では条例の設置目的に「郷土の歴史及び文化に関する資料（以下「資料」という）の保存に努め、資料を調査、収集、研究及び展示するとともに（後略）」とあるように、平成23年の開館以降、職員の専門性を生かした調査研究を行い、その成果を展示公開しています。また、鹿島歴史民俗資料館や出雲玉作資料館も企画展等を定期的に開催するための調査研究とともに、地域の特性に応じた調査研究を行っています。

今後も、各館の役割を明確化した上で、館の特性や職員の専門性を活かし、地域やテーマに関わる歴史文化の調査研究を推進していきます。

③文化財課が行う調査研究

文化財の保存や指定・選定等を行う文化財課では、文化財行政のあり方や、文化財の保存・活用についての検討を踏まえ、各部署で実施する調査研究成果を集約し、文化財指定等につなげていきます。また、文化財の保存修理等に伴う調査研究成果についてもとりまとめを行い、関係各部署と情報共有を図ります。

未指定の近現代建造物や民家については、歴史的建造物の登録制度の運用により、文化財的価値の高い建造物の掘り起こしと調査研究による価値付けを進めます。これら建造物調査の蓄積の上に、伝統的建造物群保存地区の設定などの検討も行います。

④埋蔵文化財調査課が行う調査研究

埋蔵文化財調査課は、日常業務として開発に伴う発掘調査や保存目的の発掘調査を行っています。発掘調査の多くは開発に伴う記録保存を目的とした調査で、保存が困難な遺跡を次善の策として発掘調査を行い、報告書を作成しています。松江市内の開発は市街地、郊外を問わずひっきりなしに計画されており、迅速な対応が必要です。あわせて適切な記録保存のための過不足ない調査の実施が必要となります。そのため現在、公益財団法人松江市スポーツ・文化振興財団に委託して実施していた本発掘調査を、令和4年度から直営実施に移行し、持続的な埋蔵文化財調査体制をとっています。また、” 庁保記第75号平成10年9月29日付け各都道府県教育委員会教育長への文化庁次長通知” 「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について（通知）」で近世の発掘調査対象となる「地域にとって必要な遺跡」・近代以降の「地域にとって特に重要な遺跡」について、松江市として基準を設けることを検討します。また松江市は水と結びついた町です。湖や海の底、堀や川の中にも遺跡が残っているところがあります。このような水中遺跡についても埋蔵文化財と同じ取り扱いを行っています。

調査した遺跡は評価をすることが大切で、そのために日々研究を行っています。成果は報告書としてまとめられますが、作成のための調査研究成果を含めてデジタル保存していくこととします。また、過去に調査を行った資料についても見直しを行い、目に見えてない価値を引き出す調査を行うことを目指します。

※現在、近世や近代以降で本発掘調査対象として扱っている事例

○城と城下町(松江城内はすべて発掘調査の対象、城下町は遺構が残っている部分を対象)

○現在の産業に影響を与えている生産遺跡（戦前までの遺跡）

- ・玉作遺跡
- ・陶磁器窯跡（布志名焼、意東焼など）
- ・製鉄遺跡

※今後、本発掘調査の対象として検討するもの

- 戦争遺跡
- 産業遺跡（石切場等）

⑤無形民俗文化財の調査研究

無形民俗文化財の調査研究に係る業務については、学術的な調査研究体制の構築を図ります。調査研究の実施にあたっては、島根県古代文化センターや文化財保護審議会委員などと連携を図るとともに、松江市としても専門職員の採用・配置などについて検討します。

また、調査研究成果を踏まえ、より一層伝統芸能及び伝統行事の保護育成業務の推進も図っていきます。

3) 調査研究成果の発信の継続とさらなる推進

松江市の各部署が行う調査研究成果については、これまで、『松江市歴史叢書』、『松江歴史館研究紀要』、『松江城研究』などの研究紀要や展示図録、市民の皆様向けに分かりやすく伝えることを目的とした『ふるさと文庫』、発掘調査や保存修理事業にかかる各種報告書など数多くの刊行物や、講座の開催などを通じて、最新かつ正確な情報を発信してきました。今後も、継続してこれらの取組を進めるとともに、今後は、エックス（旧ツイッター）やフェイスブックなどの SNS の活用、WEB 講座などの新たな媒体での発信にも努めていきます。

4) 文化財で歴史を物語る ～「ヒストリー」を目指した調査研究～

第3章で記したように、松江市の歴史文化は長い歴史の積み重ねと、たがいに関わりあう地理的な空間が組み合わさって、多様な文化財が数多くあります。松江市の「歴まち計画」では、空間的に5つの重点区域と9つの歴史的風致に分け、それぞれで文化財などをつなぐストーリーを設定しています。この地域計画では、個別の「重点区域」と「歴史的風致」をつなぐとともに、調査研究を積み重ねた成果として、松江市の文化財によるヒストリーを紡ぐことを目指します。

①これまでの各機関の研究成果を生かす

松江市はこれまで多くの調査を実施し、その成果は『松江市史』全18巻の刊行や、松江歴史館、出雲玉作資料館、鹿島歴史民俗資料館など松江市所管施設の展示で発信するなど、研究報告を重ねています。

島根県では古代文化センターを中心に、島根県の特徴ある歴史文化について基礎研究やテーマ研究を実施し、一般向けとして古代出雲歴史博物館や島根県立美術館での企画展示や県外展示などで成果を発信するとともに、各種調査研究報告書を刊行しています。また、島根県立図書館郷土資料室、島根県公文書センターでは郷土資料や島根県の公文書を整理・収蔵・公開しています。

島根大学は長い間、島根県の歴史や文化財の調査研究をけん引してきました。近年では自治体と協力して調査研究を進めている部分も多くあります。

以上の機関だけでなく、様々な調査研究を継承し、取り込みながらヒストリーを紡いでいきます。

②今後の調査研究を「ヒストリー」に組み込む

地域計画に基づき、これから行う調査では、明らかになった文化財や事実がどのヒストリーのどの位置に組み込まれるのかを意識しながら行います。それにより、調査の現場で地元の人やかかわる人に文化財がなぜそこにあるかを説明することができます。

③新たな事実や成果で「ヒストリー」を紡ぐ

新たにヒストリーを紡ぐことを目指して、調査研究を行うことを検討します。たとえば、島根県古代文化センターが行っている「テーマ研究」のような一定の事柄に関して深く研究を行う仕組みを考えていきます。

④他の自治体と共同で調査研究を進める

松江市の歴史は、松江だけで理解できるものではありません。テーマによって関わりのある他の自治体と共同で調査研究を行うことで、より深くて広いヒストリーの構築を目指します。

⑤市民とともに「ヒストリー」を紡ぐ

「ヒストリー」は積極的に公開し、市民の皆様が文化財を「ヒストリー」の脈絡の中で文化財を理解し、自らがヒストリーを紡いでいけることを目指します。「ヒストリー」は完成したものではなく、市民の皆様とともに成長していくものと考えます。

3. 文化財の積極的な活用

～「文化財の活用」の課題に対する方針～

文化財保護法第1条では、法律の目的として、「この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。」とあり、保存と共に、活用を図ることが目的として掲げられています。また、同法第4条第2項では、国民、所有者の心構えとして、「文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない。」とあります。

文化財は、それぞれの特質に応じて、それぞれにふさわしい活用の方策があります。今後は、各文化財がその魅力を十分に発揮できる活用を図っていくことが必要です。まただれでも文化財に親しめるように、文化財のバリアフリー化を目指します。バリアフリーの実現のためにも、めざましい発展を遂げているICTによる活用の推進を図ります。

1) 文化財の特性に応じた活用

①地域振興

文化財は重要な地域資源であり、それをうまく活用することで地域振興に生かすことができます。まずは市民の皆様が身近な文化財を知り、触れることによってその価値を知ることが第一歩と考えます。そのために市民の皆様とともに調査研究を進めることで、松江市の歴史的価値を共有して、地域への誇りや愛着につなげていくことができます。文化財は地域の誇りとして地域社会の核としていくとともに、若者や子どもたちにふるさとの魅力としての意識を高めることができます。将来、地域で働きたいという気持ちやU・Iターンの動機づけとしても活用できるはずです。

とりわけ伝統行事などの無形民俗文化財は、文化財であるとともに、その地域の人々にとってのアイデンティティでもあります。これら文化財については、担い手である地域社会を支援し、行事を存続させていくことで、地域振興につなげた活用を推進していきます。

また、宍道エリア、美保関エリア、鹿島エリアでは、それぞれ核となる文化財を中心とした歴史的風致が形成されており、これらを地域振興の核としてまちづくりに活かしていくことも求められます。

地域と共に調査研究を行い、その成果を共有・発信し、地域振興につなげていきます。

②学校教育、社会教育

市内それぞれの地域にはさまざまな文化財があります。それらは地域の歴史を知り、ふるさとを知るためには格好の材料です。今後の地域の調査研究・活用にあたっては、児童生徒の参加を積極的に促し、ふるさと教育の推進によって郷土愛の醸成を図り、将来的な定住人口の拡充を図ります。

また公民館を中心とした地域社会の中で文化財の活用を図ります。まずは基礎的な地域の調査を地域住民とともに進めることに取組みます。そして地域からの情報発信や活用を支援し、重要な文化財や歴史文化に関わることは、松江市としても地域とともにその活用に取り組めます。

とりわけ土地に密接にかかわる史跡や埋蔵文化財等の記念物は地域の中で歴史文化を理解するには効果的な素材です。特に小中学生などを対象としたふるさと教育の場としての潜在的な力は高いものがあります。地域の中の小さな記念物の認識から始まり、松江にある多様で重要な文化財に思いを広げていくことで、地域への愛着をはぐくむことができると考えます。特に、国府跡周辺エリアについては、古代～中世の出雲を象徴する重要遺跡が密集しており、ふるさと教育の場としての活用を積極的に図ります。

③産業振興

地域の伝統産業が継続していくために、歴史文化の調査研究が伝統を裏付ける役割を果たすよう、成果の情報発信を進めます。また産業振興部局とともに、「ヒストリー」との関わりなど、文化財と伝統産業とのつなぎの役割を市として果たすことを目指します。また新たな産業の創出、起業にあたって、松江の豊かな歴史文化を活用できるよう、調査研究を進め、「ヒストリー」を磨き、情報の発信を行います。

そのために関係団体との連携を深め、情報の共有に努めます。観光振興も含めて、文化財が地域経済の好循環につながることを目標に、取組を進めます。

④観光振興

松江市の観光は歴史文化に支えられています。大きな観光資源としては、松江城を中心とした近世の文化財やその面影を残す景観や歴史的風致があげられますが、松江の歴史文化はもっと奥深く幅広いものであることは前に述べたとおりです。松江城を中心とした地域資源については、調査研究で磨き上げ、さらなる魅力増大につとめていきます。さらに各地にある文化財を、点でなく線としてつなげ、面として広げることで、背景にある歴史的物語＝「ヒストリー」を顕在化させ、新たな観光資源として開発していくことが求められています。観光部局や関係団体と連携しながら、文化財の価値や魅力を発信し、観光客の増加と関係人口の増加に資していくことを目指します。

ア) 文化財担当部局の取組

文化財担当部局（文化スポーツ部）としては、「歴まち計画」で定めている重点区域を中心として、文化財の持つ価値を深めながら、観光の誘客のための情報発信と、訪れた人が満足できる整備を行います。ここでは例示として、松江市の維持向上すべき歴史的風致としている近世の城下町エリアと、古代～中世の国府跡周辺エリアについて記します。

松江城を中心とする旧城下町エリアの文化財については、建造物を中心に視覚的に分かりやすい特質があり、今後も文化財的価値の保存に十分留意した上で、積極的に公開・活用を図り、観光資源としての活用を図っていきます。また、景観政策やまちなみ修景などの手法も積極的に取り入れ、エリアとしての価値の向上に努めます。

同様に、旧城下町エリア以外に所在する社寺建築をはじめとする建造物や、美術工芸品などについては、視覚的に理解しやすいため、観光関係者とも連携を図りながら、積極的な誘客に努めることが、修理に当たっての資金調達の面からも有益です。

松江城下町の南側に広がる低丘陵と平野には、国府跡周辺エリアがあり、古代出雲の中心地とな

っていき、中世には府中として発展する重要な史跡や文化財が数多く残されています。昭和47年から島根県教育委員会とともに「八雲立つ風土記の丘」として広域の整備と活用を図ってきました。これまでも市内外の歴史愛好家を中心に、風土記の丘展示学習館や整備された史跡には多くの来訪者があります。ただ、多くの史跡が点として整備されていることが多く、本来の地域にまつわるストーリーや面としての活用が不十分な点もありました。また整備そのものがわかりにくい、ということも否めません。田和山遺跡や新たに発見された神後田遺跡も含め、総合的な活用を図ることができるよう、島根県教育委員会と協議しながら整備計画を作成していくとともに、積極的な情報発信に努めます。個々の遺跡においては最先端のICT技術を活用した整備を検討します。古代や中世の出雲が体感できる全国でもまれなエリアとして、歴史文化を目的とした観光客の来訪が増えることを目指します。

そのほか、地域ごとに特色ある文化財やヒストリーにつながる文化財があります。様々なつながりの中で、関係人口の増加を目指します。

イ) 観光振興部局の取組

観光振興部局は、常に文化財担当部局と連絡を取り合い、観光資源に関わる歴史的な価値を共有することにより、文化財の観光地としての魅力を高めることに努めます。また、調査研究で現れたあらたな文化財を、観光資源として生かしていく方策を検討します。文化財担当部局はイベントやプロモーションに対し、歴史的なコンテンツの提供を行います。調理にたとえば、文化財担当部局は材料を提供するとともに、場合によっては材料同士の組み合わせや調味料を提案します。観光振興部局は、それらを魅力的な料理として仕立て上げ、内外にアピールする役割となります。

ウ) 産業振興部局の取組

産業振興部局は伝統的な工芸品や手仕事などを支援していくうえで、その歴史的背景や経緯の解明を行い、歴史的な価値付けを行うことでブランド力アップなどにつなげます。また、訪れた観光客が、風土に根付いた産業などに魅力を感じるよう、歴史的裏付けなどを文化財担当部局で担います。

エ) 関連団体や商工団体との連携

直接観光に携わる団体などとは、歴史文化に関わる観光コンテンツを共有できる仕組みを考えていきます。そのためには、松江市として全庁的な取組が必須となります。

2) 博物館・資料館の機能強化と積極的な公開・活用

松江歴史館、出雲玉作資料館、鹿島歴史民俗資料館など文化財の活用の拠点となる市立の博物館・資料館や今後開設予定の文書館では、役割分担や連携を図りながら各館の特性に応じた文化財の展示・公開を促進するとともに、市内所在のほかの博物館・美術館とも企画提携や収蔵品の相互活用など、連携を深めていきます。また館独自の調査研究や、松江市で行うさまざまな調査研究の成果を、企画展・特別展として公開していきます。

あわせて令和元年度に完結した松江市史編纂事業をはじめ、これまでの調査研究成果を松江歴史

館の基本展示に反映させるなど、松江の歴史文化の新たな魅力を発信していきます。

また、市内の小・中学校、高等学校や大学などと連携して、幅広い世代に文化財をはじめとする郷土の歴史文化への関心が高まるような教育普及活動を推進していきます。加えて、だれもが文化財に親しむことができるように、バリアフリー環境を充実していきます。

さらに、松江市所有の文化財については、松江歴史館、出雲玉作資料館、鹿島歴史民俗資料館などでの展示に加え、県内外の施設へも引き続き積極的に貸し出しを行い、松江の文化財が広く活用されるようにします。

現状で収蔵環境や活用が不十分な考古資料や民俗資料については、十分な収容能力を有する収蔵施設を新たに確保、整備したうえで、そこで積極的に公開も行います。

一方で、松江市が運営している博物館・資料館は、機能不足が認められると同時に、それぞれ相応に経年劣化が見られます。それぞれの機能や状況に応じて計画的に改修を行うことを検討するとともに、運営体制についても随時見直しを行っていくことで、文化財の公開、活用がさらに進むことを目指します。

3) 「ヒストリー」に沿った活用

前項で記したヒストリーに沿った活用を推進することを検討します。そのためには、紡いだヒストリーを情報として発信したうえで、興味を持った人を誘導する仕掛けが必要になります。個別のヒストリーやその絡み合いを、冊子や展示などアナログ的手法と、ICTを利用したデジタル手法を併用して、市民の皆様や世界の人たちにアピールする方向で取り組みます。

①博物館、資料館での展示や図録と連動

松江歴史館、出雲玉作資料館、鹿島歴史民俗資料館、他の自治体の博物館等で、調査研究成果であるヒストリーを展覧会として組み、多くの人に松江の魅力を知ってもらいます。

②文化財をヒストリーに沿って整備

文化財の修理やまちなみの修景、遺跡の整備、誘導のためのサイン整備などをヒストリーに関連付け、大きな物語として理解できるような整備を目指します。

③ヒストリーを語る

ヒストリーは調査研究や市民の皆様の探求により、更新され成長していくものと考えます。ヒストリーを紡ぐことがそのまま文化財の活用につながるような仕組みの構築を目指し、市民の皆様がヒストリーを語ることを目指します。

④県内外の自治体や研究機関との連携

調査研究と同様、活用においても連携団体と共同して取り組み、松江市からの発信だけではなく、県内外の団体からのアウトプットもできるようにします。松江の歴史文化の魅力を多方面から情報発信できるように取り組みます。

⑤観光、産業との連携

豊かな歴史文化が軸となる観光や、伝統的な産業や工芸品の振興に「ヒストリー」が結びついて、今後の発展に資することを目指します。

4) IT を用いた文化財情報の整理と積極的な公開

松江歴史館や史料調査課がホームページ上で収蔵品などの一部公開を行っていますが、松江市が有する豊富な文化財に関する情報は、整理・公開が十分でなく、収蔵施設も点在するため積極的な活用が図られていないのが現状です。

今後は、研究連携及び協力に関する協定を結ぶ同志社大学文化遺産情報科学調査研究センターと連携の上、ICT 導入によるリアルタイムでの市民の皆様との情報共有や成果物の電子公開、文化財情報の整理と積極的な公開を進めます。

なお、市民の皆様はもちろん、各行政施策への反映を意識し、受け取り手のニーズを踏まえた分かりやすい、伝わりやすい形での提供を心がけます。

①文化財情報のデジタル化の推進

文化財や調査研究成果のデジタルアーカイブ化を推進し、将来の変化に備えるとともに、WEB 上での積極的な公開につとめます

ア) デジタルアーカイブ

これまでに蓄積された調査研究成果は随時デジタル化し、確実な保存をはかるとともに検索を容易にします。また今後取り組む調査研究は、基本的にデジタルでの保存をするようにします。具体的には指定文化財や、各施設の収蔵品などの情報については、データベース、公開システムを構築するなど、積極的にデジタル化を進め、庁内はじめ、市民の皆様や外部研究者が利用しやすい環境整備を推進します。

イ) 調査・研究のデジタル化

第2節で掲げた地域研究については、リアルタイムでのデジタル化を目指し、データ蓄積を適切に行って、地域ごとの特性をより分かりやすく見える化していきます。

②ICT を利用した情報発信

文化財はそのあり方が多様で、その内容や価値を直接目にすることができないものや、現状が当時の姿と異なっていたり、周辺の景観が変わったものも多くあります。そのような文化財は、ICT 技術を利用することで現在の姿を見る以上にリアルさを付加し、迫力を増すことで、感動を高めることも可能です。また、普段見ることが難しい本物の文化財が持つリアリティを、ICT を用いて公開していくことを目指します。最先端の技術を利用して、さまざまな形で文化財や歴史文化の情報を発信します。

今後発行する書籍等の成果については、デジタル公開を原則とし、より多くの方が調査研究に参画できる体制を整えます。調査研究成果については、これまでも行ってきた市民の皆様向けの講座や、各種書籍の刊行に加え、今後はオンライン講座などの手法も加えて、積極的に発信していきま

す。

5) バリアフリーの実現による活用の推進

高齢化が進み、社会も複雑化していく中で、人々の属性は一律ではなく、多様な人々が障がいなく社会参加できることが求められています。

障がいのある人や高齢者、外国人などが文化財を楽しみ、享受できるように、バリアフリーを進め、文化財領域においてもユニバーサルデザインを実現させていく必要があります。文化財が持つ本質的な価値を損なうことなく、物理的、社会的な障壁をなくしていくことは困難な場合もありますが、代替的な措置も含めて実現を目指します。

①施設等の物理的な障壁への対応

文化財を見学、体験する施設は「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づくことはもちろん、可能な限り物理的な障壁をなくしていきます。また文化財の整備や見学通路の整備にあたっては、同様の考え方で多くの人が見学できる環境を実現します。段差等の障壁だけでなく、視覚や聴覚に障がいのある人への配慮も実施していきます。

②ソフトでの対応

講座や講演会、イベントなど、文化財の活用にかかるソフト事業において、高齢者や障がいのある人を含めた多くの人に参加し、楽しむことができる対応をしていきます。

③多言語化への対応

日本を訪れる外国人にとって、歴史文化や文化財は日本や地域を知るうえで重要な素材です。誰でも文化財を活用できるようにするため、日本語だけの解説、説明ではなく、多言語での解説を行うことを目指します。具体的には文化庁が示した4つの視点を心がけ、進めていきます。

- ア) 日本語の解説を直訳せず、基本的な用語の解説を補足する等、文化財を理解する上で前提となる情報を解説に盛り込む。
- イ) 外国人の目線でその文化財のどこに興味・関心を持つかを把握し、メリハリの利いた解説内容とする。
- ウ) 案内板やパンフレットなどの解説媒体に応じ適切に情報を書き分けるとともに、デザイン上の見やすさや景観との兼ね合いも考慮する。
- エ) 分かりやすい解説のためには、英文執筆・翻訳を委ねることができる優れた人材を確保する。

④代替的な措置

文化財はその立地や構造上、物理的な障壁を取り除くことができない場合や、景観などの観点から十分なバリアフリーの措置をとることができない場合があります。国宝松江城天守や史跡田和山

遺跡、名勝及び天然記念物潜戸、山上の山城や天然記念物などがその代表例です。これらの文化財については、疑似体験ができるVR（仮想現実）や実在する風景にバーチャルの視覚情報を重ねて表示するAR（拡張現実）、視覚障がい者に対しては触ることができる模型などを用いて、実際に見聞きすることに近い体験ができるよう、順次取組を進めます。

4. 歴史文化を生かしたまちづくりの一層の推進

～「歴史文化を生かしたまちづくり」の課題に対する方針～

今後の松江市のまちづくりにおいては、歴史文化を生かした視点が欠かせません。「歴まち計画」で設定している9つの歴史的風致や、今後、地域調査などにより紡いでいく「ヒストリー」を、広く地域全体で共有し、まちづくりや観光、産業振興など松江市政全般で共有していきます。

1) まちづくりにおける文化財保存・活用の視点

国府跡周辺エリアなどの遺跡密集地については、都市計画上でも、開発規制について独自の制度構築を検討します。

また、中心市街地でもある城下町エリアについては、地下に城下町遺跡が良好な状態で残っていることが確認されています。都市計画部署、島根県教育委員会ははじめ関係機関と協議を進め、開発行為とバランスの取れた発掘調査の実施を含め適切な保存措置を講じていきます。

今後の都市計画では、まちの歴史的背景などを生かした歴史的必然性のあるまちづくりを進めます。

2) 歴史的まちなみ、景観の一層の保全

城下町エリアについては、景観法による規制や、歴史的建造物保全制度による歴史的まちなみの保全が図られています。今後は、国府跡周辺エリア、美保関エリア、宍道エリア、日本海岸の漁村集落景観、東出雲町畑地区の干し柿集落景観など、多様な歴史的まちなみ、景観について、伝統的建造物群保存地区や、文化的景観といった文化財制度も含めた保全・継承のための取組を検討します。

3) 歴史的建造物の一層の保全継承

歴史的まちなみ形成の核となる歴史的建造物については、いかに活用するかが継承していくうえで重要課題です。一方で、活用に伴う改修にあたっては、現行法規への適合が困難な事例が少なくありません。今後は、建築基準法の適用除外はじめ、その対応について建築士会など関係機関と共に、その対応策を検討します。

松江市独自の取組である歴史的建造物保全事業の取組を、関係団体・地元高等教育機関との協力の中で進めていき、都市政策の柱の一つとして、歴史的建造物を含む既存ストック活用、リノベーションまちづくりを進めていきます。

また、近現代建造物を中心とする歴史的建造物の調査研究、情報発信を進めるためのセンター施設・機能の整備についても検討します。

4) 地域での文化財に関する取組の推進

松江市では、概ね小学校区を単位として公設自主運営型の公民館が設置され、各種講座の開催のほかに、地域づくり、人づくり活動が積極的に展開されています。各公民館では地域の歴史を学ぶ活動も積極的に取り組まれており、地域の文化財を生かした事業も多く見られます。

その中でも、平成22年度からは「わがまち自慢発掘プロジェクト」（市補助事業）として、地域ごとに歴史文化的価値の高いものを中心に「地域のお宝」を選抜し、それらをつなぐ“まち歩きルートマップ”を作成する取組や、地名、町（丁）名の由来などを示す案内板の充実が図られています。

今後、4つの地域と12のゾーンに沿って行う地域の調査研究にあたっては、基本単位となるのが公民館です。地域とともに調査研究を行い、その成果を共有し情報発信し、地域づくりに生かしていくことにより、地域単位での歴史文化を生かしたまちづくりにつなげていきます。

5. 文化財の担い手の支援と育成 ～「文化財の担い手」の課題に対する方針～

文化財所有者、保持者が一番の担い手で、当事者です。文化財を保存継承していくためには、まずは文化財を保有している人、あるいは技術等を保持している人を未来に向かって支えていくことが重要です。

地域の文化財を保存・活用していくうえで、文化財を支える人への支援と協働が一層必要とされています。

1) 文化財所有者、保持者等への支援

担い手として当事者となるのは指定文化財の所有者であり、無形文化財・無形民俗文化財の保持者、保持団体です。保存継承をしていくために、必要な支援をしていきます。

①指定文化財所有者への支援

一般的に文化財を維持・管理していくためには物理的、経済的負担が伴います。特に建造物をはじめとした有形文化財は定期的な修理が欠かせません。その費用にかかる財政的な支援、専門的指導やそれを受けるための橋渡しなどをしていきます。また、文化財の公開活用等による果実で、当該文化財の日々の管理経費を賄うといった経営の仕組みづくりも支援していきます。

②指定無形文化財保持者(団体)、無形民俗文化財保存団体への支援

無形文化財や無形民俗文化財を伝承していくためには、日々の鍛錬や練習、必要な施設・道具等の修理を持続的に行うことが必要です。施設・道具等の修理にあたって、財政的な支援や、専門的指導を受けるための橋渡しを行います。また芸能等の上演機会をつくることに努め、日々の継承のための努力を顕彰するとともに、芸能等の魅力を国内外の人に伝えることに努めます。

2) 担い手を支援し、育成する仕組みの構築

①将来の担い手の育成—学校教育、社会教育でのふるさと学習の一層の充実—

地域の文化財を地域で守っていくためには、まずは地域の歴史文化に関心をもつとともに正確に学び、知ることが大切です。特に小中学生に積極的に学びの場を提供することは、地域に対する愛着を深め、後世へつないでいくために欠かせません。

松江市では、松江城授業プロジェクトの取組を進めていますが、今後は、各地域の文化財を中心とする歴史文化を学べる素材を学校教育の場へ提供していきます。

松江市を含む島根県は、全国的にも高齢化の進展が進んでいる地域です。逆に言えば、元気な高齢者が多く存在することでもあり、今後の文化財の担い手として大いに活躍が期待されることです。これまで以上に多くの学びの場を提供し、能動的に文化財の保存と活用に取り組む層を拡大していく施策が必要です。高齢者に限らず、地域の住民が積極的に調査研究や地域史学習に取り組む仕掛け作りや支援を行います。

今後の地域の調査研究にあたっては、学校教育、社会教育の関係者とも十分な連携を図り、人づくりの観点からも児童生徒の参加を積極的に促し、ふるさと教育の推進、郷土愛の醸成を図り、文化財の保存・活用を担う人づくりを目指します。

②伝統行事の担い手である地域社会への支援

価値が顕かになった伝統行事のうち、伝承していくことが期待できるものについては、文化財指定等による積極的な保護を図り必要に応じた支援を行っていくことが必要です。後継者不足の課題については、歴史展示施設での「紹介・体験」を拡充させ、幅広い年代への啓発と情報発信を行うとともに、松江市の公民館で実施されている各種地域づくり、人づくりの講座や活動の中に親子ボランティア教室などを位置付けながら、地域の文化財は地域で守るという文化財愛護の機運を醸成していきます。

また、これらの活動を誇りとやる気をもって継続できるよう、広く内外に周知し、顕彰の場を設けるなどして活動を積極的に支援していきます。一方で、行事实施に当たり、人手不足が切実な地域については、地域外の担い手との橋渡しの仕組み作りを行い、行事の継承を支援します。

③修理技術者の育成

特に木造建築修理などにあたっては、在来工法による技術が求められますが、これらの技術継承についても、後継者不足の課題が顕著になっています。歴史的建造物の修理現場が経常的に発生するよう、歴史的建造物保全の取組を進め、技術継承の場を確保するとともに、建築士会、ヘリテージマネージャー（地域歴史文化遺産保全活用推進員）など関係機関と共に、技術継承に係る講座の拡充などにも取組みます。

④伝統工芸の販路拡大

松江市はものづくりの伝統が息づくまちです。近世にまでその起源をさかのぼる高度な伝統技術保持者も多く活動しています。

一方で、生活様式の変化に伴い、これら伝統工芸品の販路は以前に比べて縮小しているのも現状です。今後は、歴史に裏打ちされた高い技術を明確に打ち出すなど、他産地との差別化を歴史の面からもしっかりと支えるとともに、新しい技術や製品などの商品開発、販路開拓の支援を行い、伝統工芸技術者の支援を行っていきます。

⑤市民活動団体との共創・協働

史跡の活用や維持管理などを担うボランティア団体の後継者不足、高齢化も深刻です。今後も活動支援や情報提供を行いながら、連携・協力体制をより一層強化していきます。

⑥文化財に関わる民間団体の発掘と育成

これまで文化財とかかわりの少なかった商工団体やNPOなどに対しても、積極的に文化財に関する情報を提供していきます。特に、文化財＝規制という概念を取り払うよう、正確かつ広範な情報

を提供することにより、今までにない視点での活用・保存の取組につなげていくことが必要です。

文化財修理・活用に係る資金調達としてのクラウドファンディングや、SNS などを利用した情報発信など、これまでの文化財に関する取組にかけていた要素を担うことのできる関係者の発掘が求められています。

6. 文化財を守り伝えるための財源の確保 ～「財源」の課題に対する方針～

文化財を確実に守り伝えていくためには、そのために必要となる財源の確保が必須です。

松江市にとって、文化財が貴重かつ重要な資産であるとの認識を共有し、地域での経済好循環の果実が文化財保護行政にもいきわたる機運醸成が必要です。また、文化財自体の魅力を高め、保存継承のために必要な収入を自らあげていく努力も必要です。

松江市として、十分な財源を確保していくことに努めるとともに、民間所有者の文化財の保存継承にかかる財源確保についても支援を行っていきます。

1) 松江市の財源確保

①ふるさと寄附の拡充

松江市では、松江市ふるさとづくり寄附条例を制定し、「ふるさと松江だんだん基金」を創設し、いただいた寄附金を活用して各事業を実施しています。寄附にあたっては使い道のメニューを設定していますが、文化財についても下記の3つのメニューが用意されています。

- ・松江城：国宝松江城を中心とした城下町のまちなみなど歴史的景観の保全、伝統文化の継承を行います。また、これらを生かした観光、産業の振興に活用します。
- ・松江の文化力を生かしたまちづくり：豊富な松江の伝統文化や文化芸術を保存、継承、発展させ、未来を担う子どもたちはもとより、世代を超えて誰もが心豊かになれるまちづくりに活用します。
- ・宍道湖・中海：宍道湖・中海などの自然景観、自然環境の保全を行います。また、これらを生かした観光、産業の振興に活用します。

今後は、これらメニューへのふるさと寄附の拡充に向けて、返礼品についても、文化財ならではの商品や体験メニューの開発、提供などを検討します。

②国庫補助事業等の積極的な利用

指定文化財をはじめとする文化財の保存修理にあたっては、国庫補助金や、県費補助金の積極的な利用を図ります。文化庁補助金のみならず、観光庁や国土交通省など、様々な補助事業メニューに対する情報収集を行い、その利用に努めます。

また、本地域計画作成により申請が可能となる補助事業や、弾力化要件が得られる地方創生推進交付金などについても、庁内関係部署と情報共有を図り、積極的に利用します。

③文化財長期修理計画の策定による財政負担の平準化

文化財の劣化状況などを適宜把握することにより、市内の文化財全体の適切な修理周期に基づく概ね10年周期の長期修理計画を作成します。これにより、財政負担の今後の見通しを明らかにし、必要に応じて修理の時機を調整することなどにより、財政負担の年度ごとの平準化を図ります。

2) 民間所有者の財源確保支援

①文化財の活用等による財源獲得の支援

有料施設として公開などを行っている民間所有文化財については、市の観光施策の中でも効果的にPRに組み込み、入込客数の増加を支援します。今後紡いでいく「ヒストリー」の中にも適切に位置付けていきます。

また、来訪者の利便性を高めるための施設整備などについても、文化庁の補助事業などに随伴する形で、財政的にも支援を行っていきます。

②クラウドファンディングなど新たな財源確保

クラウドファンディングを通じた資金調達など、新しい財源確保の手法についても、必要に応じて、所有者のサポートを行います。具体的には、こうしたノウハウに精通する民間事業者との橋渡しなど、所有者からの要望に対する相談・支援機能を強化します。